

議案第9號

國民健康保険直営診療所設置條例一部改正について

國民健康保険直営診療所設置條例中一部を次のように改むするものとする

昭和二十九年十二月二十七日提出

三朝町長 萩生飛



昭和二十九年十二月二十七日議決

原案可決 東伯郡三朝町議會議長 天野康



昭和三十九年三朝町條例第 號

国民健康保険直営診療所設置条例の一部を改むする条例

国民健康保険直営診療所設置条例(昭和三十八年三朝町條例第一三号)の一部
を次の様に改むする

第四條中「外科の次に「産婦人科」を加える

この條例は公布の日から施行する

附

則